

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和3年10月6日（水）午前8時54分～午前9時21分
- 2 場 所 Web会議
- 3 出席者 市長            副市長            教育長            企画財政部長  
                 総務部長        市民生活部長     福祉保健部長     子ども家庭部長  
                 環境部長        都市建設部長     議会事務局長     教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長        これより庁議を開催します。審議事項はありませんので、報告事項1「令和3年10・11月の委員会等の予定及び令和3年第4回定例会について」を報告してください。

部 長        閉会中の常任委員会は、総務文教常任委員会を10月25日に、社会常任委員会を10月27日に、建設環境常任委員会を10月29日に、いずれも9時から開催します。また、第4回定例会開催のための会派代表者会議を11月18日に、議会運営委員会・議案説明会を11月22日に開催する予定です。

次に、第4回定例会の日程についてです。第4回定例会は、11月26日を初日とし、一般質問は12月3日、6日、7日、8日の4日間、総務文教常任委員会は12月10日、社会常任委員会は12月13日、建設環境常任委員会は12月14日に開会します。最終日前の議会運営委員会を12月21日にを行い、最終日は22日を予定しています。

なお、10月31日に衆議院議員選挙が執行されますが、総務文教常任委員会の所管事務が選挙についてとなっているため、総務文教常任委員会については、選挙終了後に日程変更する可能性があります。変更の際は連絡します。

市 長        続いて、報告事項2「令和3年狛江市議会第4回定例会関係事務日程等について」を報告してください。

部 長        提出予定議案締切を10月18日とし、その審議を26日の庁議においてお願いします。また、行政報告の締切を11月5日とします。2ページ目に起案等のスケジュールを記載しています。

市 長        続いて、報告事項3「インフルエンサーを活用した魅力発信事業について」を報告してください。

部 長        多摩・島しょ広域連携活動として、狛江市と調布市は令和3年度から協働でSNSを活用した市の魅力発信事業を行っています。SNSを利用している方々に「調布・狛江のどんなところが好きか」「おすすめスポット」

等の魅力を投稿していただき、市の広報紙や市のSNSを見ていない方にも、市の魅力をPRすることを目的として、3つの取組を進めていきます。

1つ目は、SNSで投稿する際に使用するハッシュタグを設定してもらうよう、市の広報紙やSNSの市公式アカウント等を通じて一般の方々に周知していきます。例えば、市民の方が「このお店のこんな食べ物がおいしかった」等の内容を自身のSNSアカウントを通じて投稿する際に、指定ハッシュタグを付けてもらうよう呼びかけます。指定ハッシュタグの「#chofu\_komae」を付けることにより、他のユーザーがハッシュタグを検索することで、その投稿を見てもらいやすくなります。

2つ目は、公認インフルエンサーの認定です。両市の魅力を発信している団体又は個人のインフルエンサーを「公認インフルエンサー」として認定し、市公式SNSでの紹介等を通じて、対象団体や個人による両市の魅力発信を支援していきます。対象は、SNSのフォロワーが300人以上であること等の基準を満たした方を認定します。

3つ目は、調布・狛江の魅力PR部です。市内に在住・在学する大学生を対象に、SNSで市の魅力を発信してくれる個人又は団体を募集し、同年代の方に対して両市の魅力を知ってもらう機会とします。

公認インフルエンサーと調布・狛江の魅力PR部に参加する方々には、定期的に自身のSNSアカウントを通して両市の魅力を発信していただく予定です。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、将来的に両市の広報担当者との勉強会を開催し、市のSNSの活用方法等について検討する機会とし、市民等の意見を取り入れながら効果的な魅力発信につなげます。

- 市長 本件に関して、質問等ありますか。
- 副市長 本事業は市長会の補助金を活用していますか。
- 部長 活用しており、調布市の予算として計上されています。狛江市としての歳出等はありません。
- 部長 情報発信者は両市の職員でも可能ですか。
- 部長 市職員が情報発信者でも問題ありません。
- 市長 続いて、報告事項4「会計年度任用職員報酬単価の改定について」を報告してください。
- 部長 最低賃金法に基づき、東京労働局が定める東京都最低賃金が、10月1日より1,013円から1,041円に引き上げられています。これに伴い、狛江市においても会計年度任用職員の時間単価を改正します。

現在、1,041円を下回る時間単価である一般事務補助、用務補助等について、30円引き上げ1,060円とします。この引き上げ額を基準とし、これらの職種との均衡を図るため、その他の一部職種についても、一律30円の引き上げを実施しています。

11月19日支給分から反映されますので、支払事務や予算関係事務を行う際は、留意してください。

市長 支払いについては間違いのないよう対応してください。

市長 続いて、報告事項5「衆議院議員選挙事務従事職員の委嘱依頼について」を報告してください。

部長 令和3年10月31日に衆議院議員選挙が執行されます。

公示日は10月19日、期日前投票は10月20日から投票日前日の10月30日まで、投・開票日は10月31日です。本選挙の執行に伴い、投票所に当たる施設の使用及び職員の応援等について、協力をお願いします。

投票所については、7月に執行された都議会議員選挙から6箇所を変更する予定です。第3投票所の狛江第三小学校、第6投票所の狛江第六小学校及び第8投票所の和泉小学校をそれぞれ特別教室等から体育館へ変更します。また、第4投票所を西和泉体育館、第9投票所を上和泉地域センター、第10投票所を岩戸児童センターに変更します。

職員体制については、職務代理者に従事する職員は、選挙権を有する管理職をお願いします。なお、案内係及び庶務係には、原則係長相当職若しくは主任相当職以上の実務経験者を1人含めて選任してください。

投票箱については、3つになります。

各投票所については、職務代理及び臨時職員を含めて8人体制とし、有権者の多い第1、5投票所は職員6人と臨時職員4人の10人体制、第7投票所は職員6人と臨時職員3人の9人体制となりますので、投票事務従事者選任一覧表を、10月8日までに選挙管理委員会事務局へ提出してください。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、これまでと同様に来場される方々に対して、マスクの着用やソーシャルディスタンスの確保だけでなく、持参の鉛筆の使用を促す等、新型コロナウイルス感染症対策への協力をお願いしていきます。

さらに、投・開票所の従事者の安全を最大限に確保するため、マスク及びゴム手袋を全員に、一部の係にはフェイスガード等の着用をお願いします。出入口には消毒用アルコールを配置し、投票所内は常時換気と机・鉛筆等の除菌作業等を行う等の対応をしていきます。

また、不測の事態への対応として、投票事務従事者に欠員が生じた場合に代替の職員が補充できるよう、待機職員を各投票所で1人確保していただき

ます。

なお、衆議院議員選挙の執行に伴い、特別会議室と304会議室等を選挙事務で使用しますので、予約をしている部署は会場・日程の変更をお願いします。特別会議室については、10月8日から11月5日まで、304会議室については、10月6日から11月5日まで、第一委員会室等については、10月18日から11月5日までとなります。

市 長            その他ありますか。

部 長            台風第16号への対応についてです。

9月30日から10月1日の夕方にかけて狛江市に接近した台風第16号への対応について報告します。

大型で非常に強い台風第16号は、日本の南から北東へ進み、勢力を保ったまま伊豆諸島に接近し、暴風域は千葉県まで迫りました。狛江市においては、9月28日の庁議にて総務部、環境部及び都市建設部は情報収集態勢で対応することとし、30日の臨時庁議にて、再度情報共有を行い、台風対応に備えました。10月1日の早朝から雷・大雨注意報、正午過ぎに洪水注意報も発表されましたが、多摩川、野川ともに水位は2.0mを下回っており、氾濫危険水位に迫ることはありませんでした。

庁舎等の被害については資料のとおりです。

過去には10月末に強い勢力で上陸した台風もありましたので、今後も気象情報に留意するとともに、職員体制の確保をお願いします。

市 長            農産物への被害はありますか。

部 長            特に報告は受けていません。

市 長            場合によっては、農産物への被害も考えられるので、農業従事者に対しても注意や情報提供を行ってください。

市 長            その他、現在各部にて令和4年度予算編成作業を行っていると思いますが、その中で、議会等の答弁を確認し、部内で情報共有しながら、人財育成の部分を含めて編成作業を行ってください。特に令和元年から2年にかけての2年間は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、施策展開ができない部分も多かったことから、今一度整理してください。

副市長          併せて、事業等の実施に係る根拠についても、明確にするようにお願いします。

市 長            他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、10月12日午前9時00分から開催します。